

平成27年度 第1回

行政監査結果報告書

「都市農業について」

板橋区監査委員

目 次

第1 監査実施概要	1
I 監査テーマ	1
II 監査テーマ選定の趣旨	1
III 監査の着眼点	1
IV 監査対象	1
V 監査実施期間	1
VI 監査委員による聞き取り調査	1
第2 監査結果	2
I 現況と問題点	2
1 都市農業の概況	2
2 区の農業振興施策	9
II 検討・改善を求める事項	42
着眼点1 都市農業に対する区民の理解の促進は十分に図られているか。...	42
着眼点2 農業振興施策の充実に向けた取組は効果的に行われているか。..	43
III 総括意見	44
資料	46

第1 監査実施概要

I 監査テーマ

「都市農業について」

II 監査テーマ選定の趣旨

区は、都市農業に対する区民の理解の促進に取り組んでおり、近年、区民農園での農業体験や区内産の野菜等に対する関心が高まっている。都市農業には、新鮮な農産物の供給、身近な農業体験・交流活動の場の提供など多様な役割があり、農業振興の施策を充実する必要がある。

そこで、平成 27 年度第1回行政監査では、都市農業に対する区民の理解の促進は十分に図られているか、農業振興施策の充実に向けた取組は効果的に行われているかなどの観点から検証を行った。

III 監査の着眼点

- 1 都市農業に対する区民の理解の促進は十分に図られているか。
- 2 農業振興施策の充実に向けた取組は効果的に行われているか。

IV 監査対象

区民文化部 赤塚支所

教育委員会事務局 学務課

V 監査実施期間

平成 27 年6月 29 日(月)～平成 28 年3月 24 日(木)

VI 監査委員による聞き取り調査

監査委員による対象部課からの聞き取り調査は、平成 27 年8月4日(火)及び7日(金)に行った。

第2 監査結果

I 現況と問題点

1 都市農業の概況

(1) 国の法令

平成 27 年4月に、都市農業の振興に関し、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした都市農業振興基本法(平成 27 年4月 22 日法律第 14 号)(以下、「農業振興法」という。)が施行された。

農業振興法第2条において、「都市農業とは、市街地及びその周辺の地域において行われる農業をいう。」と規定している。

農業振興法第3条に掲げる基本理念では、都市農業の振興について、「生産活動を通じ、都市住民に地元産の新鮮な農産物を供給する機能のみならず、都市における防災、良好な景観の形成並びに国土及び環境の保全、都市住民が身近に農作業に親しむとともに農業に関して学習することができる場並びに都市農業を営む者と都市住民及び都市住民相互の交流の場の提供、都市住民の農業に対する理解の醸成等農産物の供給の機能以外の多様な機能を果たしていることに鑑み、これらの機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるとともに、そのことにより都市における農地の有効な活用及び適正な保全が図られるよう、積極的に行わなければならない。」としている。

また、農業振興法第5条では、地方公共団体の責務として、「都市農業の振興に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」としている。

(2) わが国の農業の現状

農林水産省は、平成 27 年 11 月に「2015 年農林業センサス結果の概要(概数値)」(平成 27 年2月1日現在)¹ を公表した。

① 全国の農家数

全国の農家数は、平成 17 年は 284 万8千戸だったが、平成 27 年は 215 万3千戸であり、10 年前に比べて 69 万5千戸 24.4%減少している。

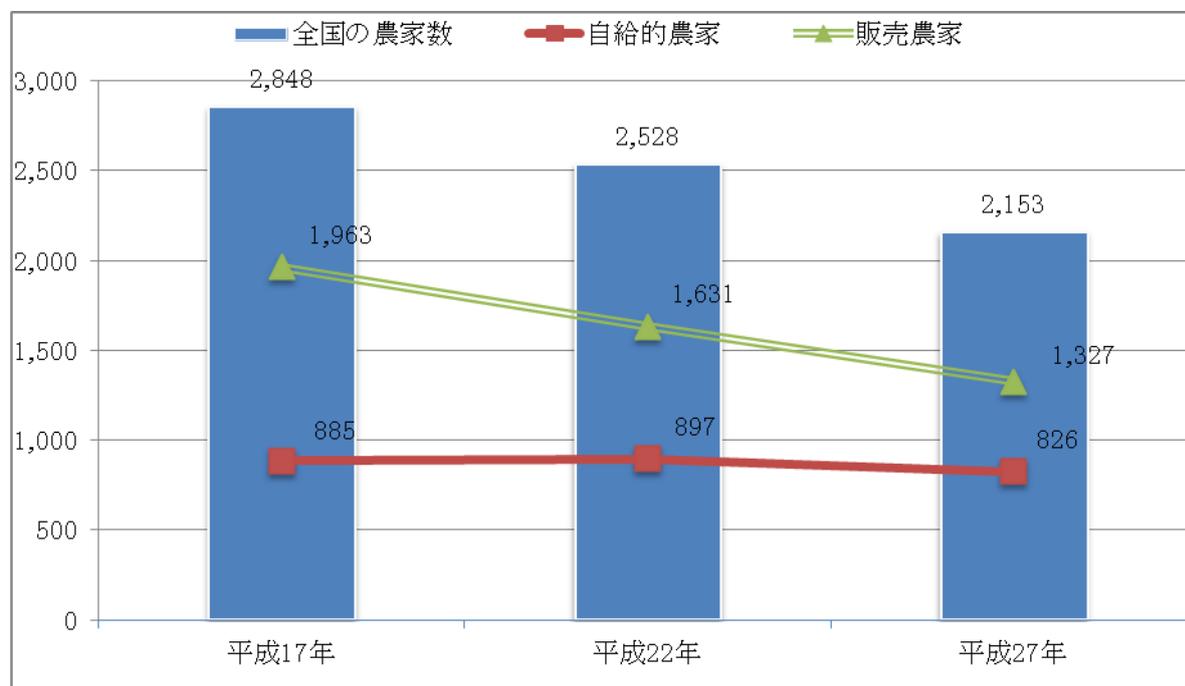
そのうち、販売農家数は、平成 17 年は 196 万3千戸だったが、平成 27 年は 132 万7千戸であり、10 年前に比べて 63 万6千戸 32.4%減少している。

また、自給的農家数は、平成 17 年は 88 万5千戸だったが、平成 27 年は 82 万6千戸であり、10 年前に比べて5万9千戸 6.7%減少している。

平成 17～27 年における全国の農家数の推移は、図表1のとおりである。

図表1 全国の農家数の推移

(千戸)



※ 2015 年農林業センサス結果の概要(概数値)による。

¹ 「2015 年農林業センサス用語の解説」(46・47 頁参照)

② 全国の農業就業人口(販売農家)

全国の農業就業人口(販売農家)は、平成17年は335万3千人だったが、平成27年は209万人であり、10年前に比べて126万3千人37.7%減少している。

そのうち、60歳以上の農業就業人口と全国の農業就業人口に占める割合は、平成17年は231万6千人で69.1%だったが、平成27年は160万6千人で76.8%であり、60歳以上の農業就業人口は71万人減少しているが、農業就業人口に占める割合は7.7%増加している。

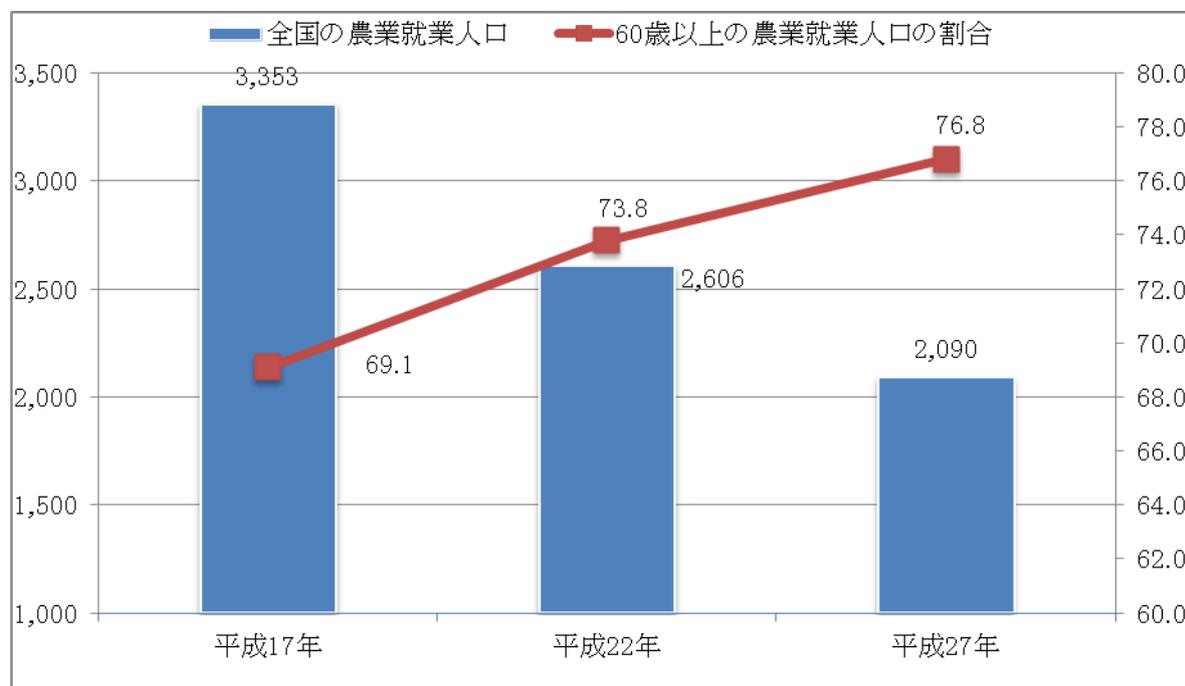
なお、15歳以上59歳以下の農業就業人口は、平成17年は103万7千人だったが、平成27年は48万4千人であり、55万3千人減少している。

平成17～27年における全国の農業就業人口(販売農家)の推移は、図表2のとおりである。

図表2 全国の農業就業人口(販売農家)の推移

(千人)

(%)



※ 2015年農林業センサス結果の概要(概数値)による。

(3) 区の計画

区が、平成 17 年度に定めた板橋区基本計画では、「こころ豊かなふれあいと活力のあるまち」を基本目標の一つとして掲げ、都市にふさわしい農業の振興と、地域の魅力を生かした観光の振興を推進するための施策として、3点をあげている。

1点目は、「都市型農業の振興」である。農業の大切さを啓発し、学校給食向け食材の供給や地場への流通強化を図るなど、区民が農業を身近に感じられる環境を整えること、また、生産性の高い農業経営をめざし、農業を継続できるよう、関係機関と仕組みづくりに努めるとしている。

成果指標については、都市型農業の活況さを示すため、平成 16 年には 184 戸である生産農家² 戸数と、2,574aである生産農地³ 面積を 10 年後も維持するとしている。

2点目は、「農地の活用」である。区民農園の拡充とともに、環境教育や農作業の体験、レクリエーションなどによる農地の積極的な活用を図り、都市の貴重な緑として農地の保全に努めるとしている。

成果指標については、農地の積極的な活用度合を示すため、平成 16 年は 653aである区民農園・体験農園面積を、10 年後も維持するとしている。

3点目は、「観光交流の推進」である。板橋農業まつりなど、区の内外から人が集まるイベントを開催し、区のイメージを高めるとともに、区と縁のある他の自治体との交流を通じて、区民のおもてなしの活動を広げるとしている。

成果指標については、農業をテーマとした集客交流の活発さを示すため、平成 17 年度は 12 万人である板橋農業まつりの観客数を、10 年後には 12 万人を上回ることを設定している。

(4) 区内の農業の現状

板橋区農業経営実態調査等における区内の農業の現状は、以下のとおり

² 農地を耕作し、農作物を生産している農家。

³ 農作物を生産している農地。

である。

① 区内の農地面積

区内全農地面積は、平成 16 年度は 3,321.44a だったが、平成 26 年度は 2,318.15a であり、1,003.29a 減少している。そのうち、耕作農地は、平成 16 年度は 2,573.75a だったが、平成 26 年度は 1,840.42a であり、733.33a 減少している。

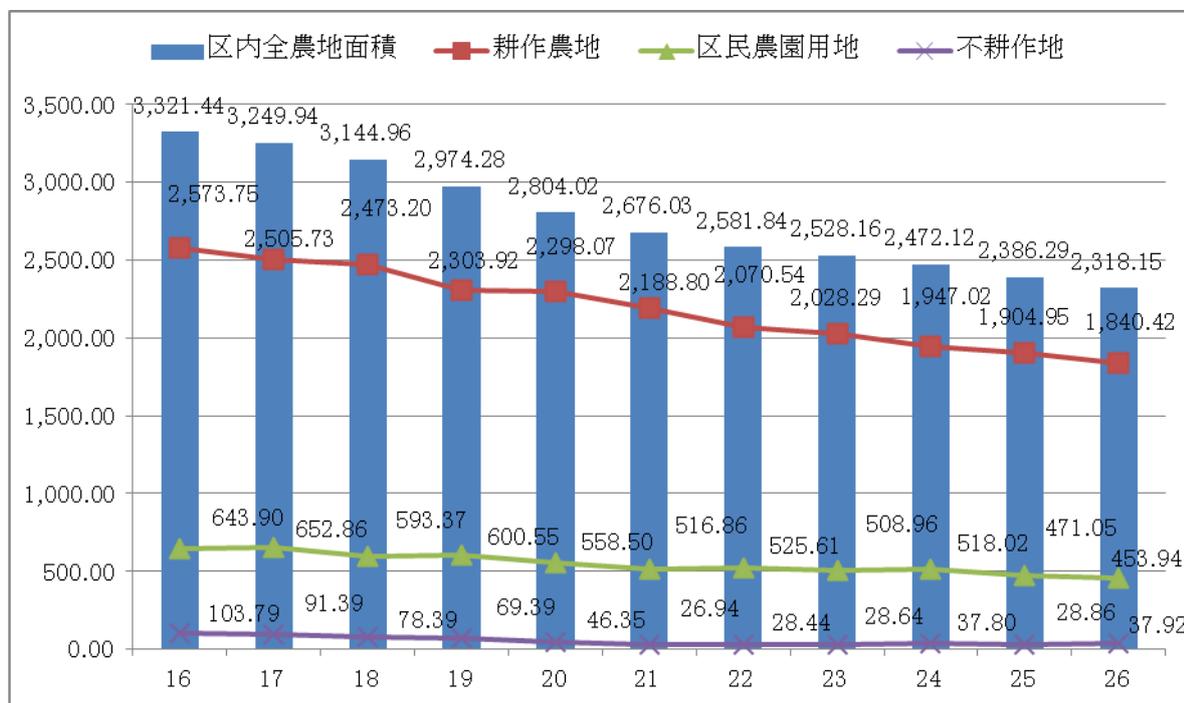
また、区民農園用地は、平成 16 年度は 643.90a だったが、平成 26 年度は 453.94a であり、189.96a 減少している。

不耕作地は、平成 16 年度は 103.79a だったが、平成 26 年度は 37.92a であり、65.87a 減少している。

平成 16～26 年度における区内の農地面積の推移は、図表3のとおりである。

図表3 区内の農地面積の推移

(a:アール)



(年度)

※1 区内全農地、耕作農地及び不耕作地の面積は、板橋区農業経営実態調査による。

※2 区民農園用地の面積は、赤塚支所の調査による。

② 区内の農家戸数

区内全農家戸数は、平成 16 年度は 203 戸だったが、平成 26 年度は 160 戸であり、10 年前と比べて 43 戸 21.2%減少している。

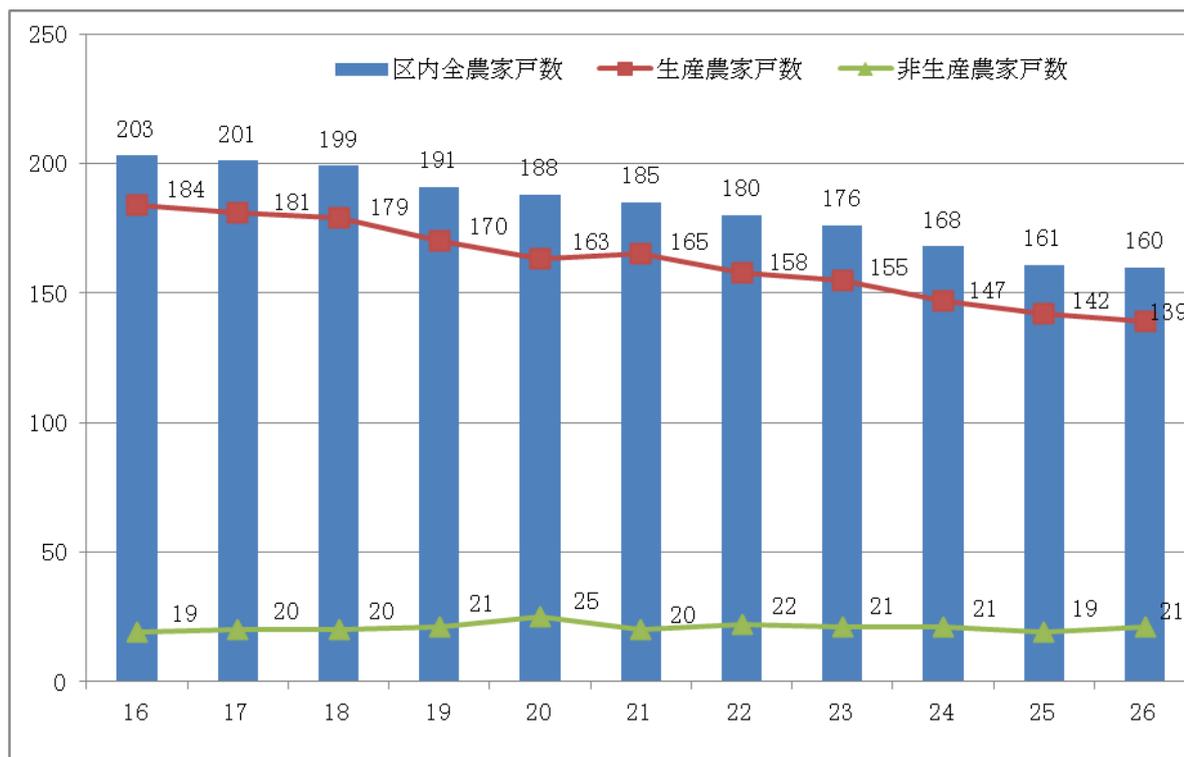
そのうち、生産農家戸数は、平成 16 年度は 184 戸だったが、平成 26 年度は 139 戸であり、10 年前と比べて 45 戸減少している。

また、非生産農家⁴ 戸数は、平成 16 年度は 19 戸だったが、平成 26 年度は 21 戸であり、10 年前と比べて2戸増加している。

平成 16～26 年度における区内の農家戸数の推移は、図表4のとおりである。

図表4 区内の農家戸数の推移

(戸)



(年度)

※ 板橋区農業経営実態調査による。

⁴ 農地で農産物を生産していない農家。

③ 区内の農業従事者数

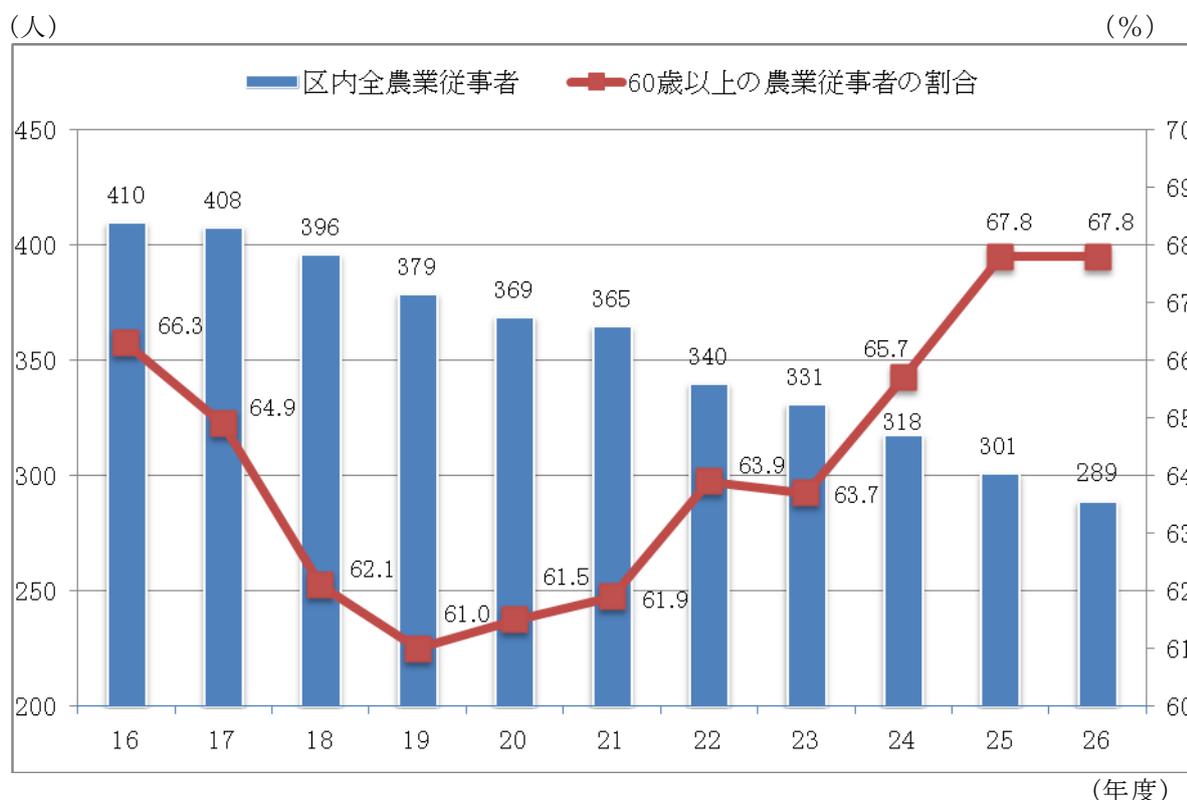
区内全農業従事者数は、平成 16 年度は 410 人だったが、平成 26 年度は 289 人であり、10 年前と比べて 121 人 29.5%減少している。

そのうち、60 歳以上の農業従事者数と区内の農業従事者に占める割合は、平成 16 年度は 272 人 66.3%だったが、平成 26 年度は 196 人 67.8%であった。60 歳以上の農業従事者数は 76 人減少しているが、農業従事者に占める割合は 1.5%増加している。

なお、60 歳未満の農業従事者数は、平成 16 年度は 138 人だったが、平成 26 年度は 93 人であり、45 人減少している。

平成 16～26 年度における区内の農業従事者数の推移は、図表5のとおりである。

図表5 区内の農業従事者数の推移



※ 板橋区農業経営実態調査による。

2 区の農業振興施策

(1) 農業振興対策事業

① 小規模農地生産力増強事業

区は、「農地の保全並びに板橋産農産物への需要に応えていくこと」を目的として、平成 21 年度から小規模農地生産力増強事業を行っている。

板橋区小規模農地生産力増強事業費補助金(以下、「増強補助金」という。)の交付対象は、「農業の生産の用に供されるハウス施設、ハウス施設に付帯するボイラー等の設備及び農業の生産の用に供される水道施設(井戸を含む。)の設置及び補修経費の一部」である。

増強補助金の交付申請ができる者は、区内に住所が有り、区内に5a以上の農地を有し、現に本人又は世帯員が耕作している農業者である。

平成 26 年度の増強補助金の実績は2件で、事業経費は 587,000 円だった。

増強補助金の交付の手続は、以下のとおりである。

増強補助金を希望する農業者は、補助金交付申請書及び事業計画書等を区に提出する。

赤塚支所は、補助金交付申請書等の内容を審査後、板橋区農業委員会に諮問する。板橋区農業委員会において、補助金の交付対象とすることに問題がない旨の答申後、赤塚支所は、農業者に補助金交付決定通知書を交付する。

増強補助金の交付が決定した農業者は、増強補助金の交付決定を受けた事業が完了後、事業実績報告書を区に提出する。

赤塚支所では、提出のあった事業実績報告書の内容を審査後、当該農業者に補助金額確定通知書を交付し、補助金を支出する。

赤塚支所は、増強補助金の周知については、「農業委員会だより」に年2回掲載するとともに、農業委員を通じて、農業者へ周知を図っているとしている。

しかしながら、平成 24～26 年度の実績は、平成 24 年度が1件、平成 25

年度が0件、平成 26 年度が2件の合計3件であった。

区においては、意欲的に取り組む農家の生産活動を推進するため、農業者から制度の使いにくさはないか、制度のPRは行き届いているか等の意見を聴取する機会を持ち、増強補助金の実績が少ない要因を分析し、対象となる農業者が確実に制度を活用することができるよう、農業者と連携を図りたい。

平成 24～26 年度における増強補助金の交付状況の実績は、図表6のとおりである。

図表6 増強補助金の交付状況の実績

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
交 付 件 数	1件	0件	2件
交 付 金 額	703,000 円	0円	587,000 円
交付対象者数	114 人	112 人	109 人

② 肥料助成

区は、区内農業者に、助成する肥料を有機配合肥料を主とすることで農地土壌を改良し、有機栽培の推進を図ることを目的として、肥料を一部助成している。

肥料助成の対象は、区内に居住し、区内で農地を5a以上耕作している者、翌年度中も営農を続ける意志のある者、朝市協力農家、学校給食用野菜供給農家、茶摘み体験協力農家等である。

助成する肥料については、区内農業者の多くが施肥方法等を熟知し、栽培において実績があり、農業の性質上継続して同じ製品を使用することで土壌の安定を図れるとの観点で、赤塚支所が選定している。

なお、選定の際には、東京都農業振興事務所中央農業改良普及センター(以下、「改良普及センター」という。)の意見も聴取している。

平成 26 年度の肥料助成の実績は 91 人であり、事業経費は 1,528,705 円だった。

肥料助成の手続は、以下のとおりである。

肥料助成を希望する農業者は、肥料助成申請書を区に提出する。

赤塚支所は、農業者から提出のあった肥料助成申請書の内容を審査後、肥料助成決定通知書を農業者に交付する。

肥料助成が決定した農業者は、赤塚支所が指定した日時に肥料を受け取り、受領書を提出する。

赤塚支所では、肥料を配付する時に立ち会った職員が、農業者から引き続き助成をしてほしい旨の意見を聴取しており、今後も継続して肥料助成を行いたいとしている。

区においては、関係機関と連携し、的確な肥料を選定するとともに、農業者に肥料助成を行うことにより、環境に配慮した有機農業を推進し、都市農業の振興を図られたい。

平成 24～26 年度における肥料助成の実績は、図表 7 のとおりである。

図表 7 肥料助成の実績

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
事 業 経 費	1,568,765 円	1,629,216 円	1,528,705 円
肥 料 助 成 者 数	103 人	100 人	91 人
肥料助成対象者数	114 人	112 人	109 人

③ 共同防除薬剤助成

ア 病害虫共同防除

区は、防除用薬剤の散布を共同で作業することにより、効率的に防除を行い、病害虫(ウドンコ病、アブラムシ等)の発生を抑制することを目的として、病害虫共同防除用薬剤(以下、「防除用薬剤」という。)の助成を行

っている。

防除用薬剤助成の対象は、「東京あおば農業協同組合板橋地区(以下、「農協」という。)果樹部会の会員である農業者のうち、共同防除を希望する者」である。

平成 26 年度の防除用薬剤助成者の実績は、柿を栽培している農業者9人であり、事業経費は 117,610 円だった。

防除用薬剤助成の手続は、以下のとおりである。

農協果樹部会は、共同防除を希望する農業者をとりまとめ、防除用薬剤助成申請書等を区に提出する。

赤塚支所は、農協果樹部会より提出のあった防除用薬剤助成申請書の内容を審査後、防除用薬剤助成決定通知書を、農協果樹部会に交付する。

農協果樹部会の農業者は、改良普及センターの指導に基づき、5月から8月までの間に防除用薬剤を散布する。

農協果樹部会は、防除用薬剤の散布終了後に、防除用薬剤使用報告書を区に提出する。

赤塚支所は、隣接した果樹畑に薬剤を散布する場合には、同日に散布するよう農業者相互で調整を図るとともに、必要に応じて散布時に周辺住民への配慮をするよう、農協果樹部会に依頼している。

区においては、病虫害の発生を抑制するため、効率的に共同防除を行うことができるよう、引き続き農協果樹部会及び改良普及センター等関係機関と連携を図られたい。

平成 24～26 年度における防除用薬剤助成の実績は、図表8のとおりである。

図表8 防除用薬剤助成の実績

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
事 業 経 費	114,040 円	114,400 円	117,610 円
薬 剤 助 成 者 数	9人	9人	9人
薬剤助成対象者数	9人	9人	9人

イ ヨトウムシ共同防除薬剤助成

区は、ヨトウムシ共同防除薬剤（以下、「ヨトウムシ薬剤」という。）を農業者に助成している。

ヨトウムシ薬剤助成の目的は、ヨトウムシの大量発生に伴い、ハスモンヨトウの雄（成虫）を誘引する薬剤をトラップに設置することにより、産卵を減少させ発生密度を低下させるとともに、共同でかつ継続して実施することで、より一層の効果をあげることである。

赤塚支所によると、ヨトウムシとは、幼虫はアオムシ状で、大根、人参、いも類等の作物の葉を食害する害虫とのことである。

ヨトウムシ薬剤助成の対象は、「区内耕作農地 10a以上所有し、自ら営農活動を行っている区内在住農業者」等である。

平成 26 年度のヨトウムシ薬剤助成者の実績は 24 人であり、事業経費は 294,400 円だった。

ヨトウムシ薬剤助成の手続は、以下のとおりである。

赤塚支所は、薬剤の効果等について、改良普及センターの意見を聴取し、ヨトウムシ薬剤の配付についての案内等を、助成対象の農業者に通知する。

ヨトウムシ薬剤助成を希望する農業者は、赤塚支所が指定した日にヨトウムシ薬剤を受け取りに行く。希望しない農業者は、赤塚支所に不要である旨の連絡をする。

ヨトウムシ薬剤助成を受けた農業者は、ヨトウムシ捕獲終了後、ヨトウム

シ共同防除捕獲実績報告書に、ヨトウムシの捕獲数を記入し、区に提出する。

平成 25 年度に農業者からヨトウムシ薬剤助成について、「助成対象を拡大してほしい」旨の意見があり、平成 26 年度には、ヨトウムシ薬剤助成対象について、農業者が所有している区内耕作農地 15a以上を 10a以上に緩和した。

しかし、助成した農業者数は、平成 24 年度は 42 人、平成 25 年度は 31 人、平成 26 年度は 24 人と減少している。

また、平成 26 年度に新たに助成対象となった、区内耕作農地が 10a以上 15a未満の農業者は 27 人であるが、そのうち助成した農業者は6人であった。

区においては、農業者から提出されたヨトウムシ共同防除捕獲実績報告書の内容を分析するとともに、関係機関及び農業者の意見を把握し、ヨトウムシ薬剤助成のあり方や周知方法を検討し、ヨトウムシ共同防除の効果をあげるよう努められたい。

平成 24～26 年度におけるヨトウムシ薬剤助成の実績は、図表9のとおりである。

図表9 ヨトウムシ薬剤助成の実績

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
事業経費	324,800 円	286,300 円	294,400 円
ヨトウムシ薬剤助成者数	42 人	31 人	24 人
ヨトウムシ薬剤助成対象者数	58 人	57 人	76 人

※ 平成 26 年度にヨトウムシ薬剤助成対象要件を緩和した。

④ 緑肥助成

区は、「害虫の繁殖を防除し、共に、環境に配慮した有機農業の推進を図ること」を目的として、緑肥作物であるマリーゴールド種及びソルゴー種(以下、「マリーゴールド種等」という。)の助成を行っている。

マリーゴールド種等助成の対象は、「区内に居住し、区内の農地を耕作する農業者で、営農の意志のある者」である。

平成 26 年度のマリーゴールド種等助成者の実績は 11 人であり、事業経費は 19,193 円だった。

マリーゴールド種等助成の手続は、以下のとおりである。

農協青壮年部が、マリーゴールド種等助成を希望する農業者をとりまとめ、マリーゴールド種等助成申請書等を区に提出する。

赤塚支所は、農協青壮年部から提出されたマリーゴールド種等助成申請書の内容を審査後、農協青壮年部にマリーゴールド種等助成決定通知書を交付する。

赤塚支所は、マリーゴールド種等を購入後、農協青壮年部を通じて助成を受ける農業者に配付する。

マリーゴールド種等助成を受けた農業者は、播種終了後、マリーゴールド種^は播種報告書を区に提出する。

赤塚支所は、事業の成果として、土壌消毒をしなくてもセンチュウ防除が可能であり、大根の表皮がなめらかになり、品質が向上したとしている。

しかし、平成 24～26 年度の実績は、平成 24 年度が 5 人、平成 25 年度が 9 人、平成 26 年度が 11 人であった。

区においては、農業者からマリーゴールド種等助成について意見を把握し、実績が少ない要因を分析するとともに、改良普及センター等と連携を図り、環境に配慮した有機農業を今後とも推進されたい。

平成 24～26 年度におけるマリーゴールド種等助成の実績は、図表 10 のとおりである。

図表 10 マリーゴールド種等助成者の実績

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
事業経費	26,565 円	35,805 円	19,193 円
マリーゴールド種の助成者数	5人	9人	5人
ソルゴー種の助成者数	—	—	6人
マリーゴールド種等の助成対象者数	68 人	71 人	67 人

※ ソルゴー種助成は、平成 26 年度から行っている。

区は、病害虫等共同防除及びマリーゴールド種等の緑肥や有機肥料等の助成を実施しているが、助成状況を一覧にした資料等を作成していなかった。

区においては、意欲的に取り組む農業者の生産活動の助成を効果的に推進するため、助成状況の把握に努められたい。

また、小規模農地生産力増強事業、ヨトウムシ薬剤助成及び緑肥助成等の事業については、いずれも実績が多いとはいえない状況のまま事業が継続されている。

区においては、農業振興対策事業について、農業者の意見を把握し、実績が少ない要因を分析するとともに、農業者及び関係団体等と連携を図り、事業の実施内容について検討されたい。

⑤ 茶摘み体験学習

区は、「小学校の児童が、身近な飲み物「お茶」の収穫体験を通じて、お茶の製造過程を学習するとともに、食育の推進を図ること」を目的として、平成9年度から茶摘み体験学習を、区内で唯一の茶を栽培している農業者の協力により実施している。

平成 26 年度の事業経費は、茶葉の製茶委託料等の支出が 151,640 円であり、茶摘み体験の参加料収入が 95,800 円だった。

茶摘み体験学習の参加者は、茶畑の周辺の区立小学校5校の4年生又は5年生の479人であり、参加料は1人200円だった。

赤塚支所は、茶摘み体験学習において、全ての参加児童が茶葉の新芽を摘み終わった後、茶葉を製茶するため、製茶工場に茶葉を運搬していた。

製茶が完了した1か月半後に、製茶工場に新茶を受け取りに行き、製茶工場で作られた新茶について、放射性物質検査を委託し、安全性を確認していた。

その後、参加児童に配付するため、新茶の袋詰めを行い、参加した学校に製茶を配付していた。

平成27年度には、赤塚支所は「お茶摘み新聞」を作成し、参加児童に配付した。この新聞の中で、小学生にわかりやすく「みんなが摘んだ葉がお茶になるまで」を、図や写真を使用して説明していた。

茶摘み体験学習事業の実施については、区ホームページに掲載し、区民に周知を図っていた。

茶摘み体験は、参加児童が自ら茶葉を収穫して、製茶した茶を味わうことにより、食べ物の製造過程やその安全性などに対する興味を抱かせ、食育の推進を図ることができる事業である。

また、茶畑において、茶を栽培している農業者と参加児童が直接交流することにより、身近な農地に愛着を持ち、都市農業に対する理解を深める機会でもある。

しかし、茶摘み体験学習については、茶を栽培している農業者から、農業者自身が高齢になってきており、いつまで茶の栽培ができるか不明であるとの意見を赤塚支所が把握している。

区においては、茶を栽培している農業者の意見・意向を把握し、茶摘み体験を継続して行うことができるよう検討されたい。

⑥ 農業体験学習

区は、「野菜の栽培や収穫を通して自然に親しみ、都市農業への理解を深め、生活環境のあり方について考える機会を提供すること」を目的に、平成 19 年度から農業体験学習を行っている。

ア 運営

農業体験学習を実施している農地については、土地所有者から板橋区農業体験農園用地の使用貸借に関する覚書により、無償で借り受けている。

平成 26 年度の事業経費は、農業体験農園の耕作及び肥培委託等の支出が 779,525 円であり、農業体験の利用料等の収入が 478,900 円だった。

赤塚支所は、農業体験農園の耕作及び肥培の管理と農業体験農園事業においての利用者の指導を、農芸指導員の会⁵に委託していた。

また、農業体験学習において収穫するとうもろこし、大根、人参について、農業体験学習を実施する前に、放射性物質検査を委託し、安全性を確認していた。

イ 収穫体験

農業体験農園の利用者は、㊦区内に住居を有する児童・生徒及び幼稚園児・保育園児とその保護者、㊧区内の小学校、中学校、高等学校等に通う児童・生徒及び幼稚園児・保育園児とその保護者等である。

平成 26 年度の農業体験農園での収穫体験は、とうもろこし収穫体験と大根・人参引っこ抜き体験の2種類だった。

・ とうもろこし等収穫体験

とうもろこし等収穫体験は、保育園等の団体で行う「親子でとうもろこし収穫体験(団体)」と、一般区民の親子で行う「親子でとうもろこし収穫

⁵ 板橋区民農園運営要綱に基づき、区内の農業者で構成している団体。

体験(一般)」の2種類がある。

平成 26 年度の「親子でとうもろこし収穫体験(団体)」の実績は、4日間で 14 団体 500 人だった。また、「親子でとうもろこし収穫体験(一般)」の実績は、2日間で 207 世帯 538 人だった。

とうもろこし収穫体験の利用料は、団体及び一般ともに1人 500 円で、とうもろこしを3本まで持ち帰ることができる。

平成 24～26 年度におけるとうもろこし収穫体験の実績は、図表 11 のとおりである。

図表 11 とうもろこし等収穫体験の実績

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
団 体	利 用 団 体 数	13 団体	10 団体	14 団体
	利 用 者 数	545 人	355 人	500 人
一 般	利 用 世 帯 数	271 世帯	216 世帯	207 世帯
	利 用 者 数	1,032 人	716 人	538 人

※ 平成 24 年度は、じゃがいも掘り収穫体験を実施した。

- ・ 大根・人参引っこ抜き体験

区は、板橋農業まつりにおいて、親子で大根・人参引っこ抜き体験を行っている。

平成 26 年度の親子で大根・人参引っこ抜き体験は、板橋農業まつりの初日に実施し、利用実績は 142 世帯 414 人だった。

親子で大根・人参引っこ抜き体験の利用料は、1人 100 円で、大根1本と人参2本までを持ち帰ることができる。

平成 24～26 年度における大根・人参引っこ抜き体験の実績は、図表 12 のとおりである。

図表 12 大根・人参引っこ抜き体験の実績

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用世帯数	13 世帯	101 世帯	142 世帯
利用者数	13 人	294 人	414 人

※ 平成 24 年度は、子どもを対象に実施した。

ウ 利用料

区は、農業体験農園の利用料について、農業体験農園運営要綱第 7 条で、利用者は、「別に定める利用料を負担しなければならない。」と規定している。また、第 11 条で、「この要綱に定めのない事項は、別に産業経済部長が定める。」と委任事項を定めている。

「農業体験農園運営要綱第 11 条の規定に基づく産業経済部長が定める事項」では、「利用料は、ふれあい農園会さつまいも部会⁶ と同一価格とする。」と規定している。

しかし、ふれあい農園会さつまいも部会と協議をしておらず、利用料算定に伴う経費等の算定根拠、算定方法等は明確ではなかった。

区においては、農業体験農園の利用料の透明性を確保するため、算定に伴う経費等の内訳、算定方法等を明確にした事務手続を適正に行われたい。

エ 周知

農業体験学習の区ホームページには、平成 26 年度実績として、会場と開催日が掲載されているだけだった。

農業体験学習は、区民が野菜の栽培や収穫を通して自然に親しみ、都市農業への理解を深め、農業者と直接ふれあうことのできる機会である。

区においては、農業体験学習を、農作物の収穫を行う事業としてだけ

⁶ 区内の農業者で構成する団体のさつまいもを生産している農業者の部会。

でなく、区民が都市農業への理解を深める貴重な機会としてとらえ、例えば種まき、発芽、間引き、除草など収穫するまでの作業について、区ホームページで紹介する等、“板橋の農業”の情報の発信に取り組みたい。

農業体験学習は、農業者とふれあいながら農作物を収穫できる区民参加型の事業で、平成 26 年度の利用者は 1,452 人であり、人気が高い。

しかし、赤塚支所は、収穫体験の利用者の意見を把握するため、事業についてのアンケート等を実施していなかった。

区は、農業体験学習の内容を一層充実するため、利用者にアンケート等を実施し、区民の意見を取り入れた魅力ある事業となるよう取り組みたい。

平成 26 年度には、淑徳大学から板橋区の農業で、ボランティアを行いたいとの申し出があった。赤塚支所において検討し、農業体験のボランティアとして、淑徳大学の大学生を受け入れていた。

淑徳大学の大学生は、農芸指導員の指導により、農地に大根の種をまき、間引きなどの作業を行った。また、板橋農業まつりにおいて大根・人参の引っっこ抜き体験及び区内野菜及び果物の販売の補助を行った。

赤塚支所では、農芸指導員の高齢化により、農業体験学習の継続ができなくなる可能性があることを課題としている。

区は、今後、区内の大学や区民から農業体験のボランティアを募集する等、農芸指導員と共に農業体験学習を継続して実施できるよう尽力されたい。

⑦ 志村みの^{わせ}早生大根PR

区は、農業振興施策の一つとして、志村みの^{わせ}早生大根を板橋ブランド野菜として位置付け、普及のためPRを行っている。

平成 26 年度の事業経費は、板橋ブランド野菜袋の印刷経費 183,600 円だった。

平成 26 年度に志村みの^{わせ}早生大根の栽培を行っている農業者は、14 人だった。

赤塚支所によると、志村みの^{わせ}早生大根の特徴は、青首大根よりも細長く、辛みがあり、栽培方法は、青首大根とあまり変わらず、収穫日数は、青首大根が 90 日程度に対して、志村みの^{わせ}早生大根は 50 日程度であるとのことだった。

志村みの^{わせ}早生大根は、図表 13 のとおりである。

図表 13 志村みの^{わせ}早生大根



※ 赤塚支所より提供

赤塚支所は、志村みの^{わせ}早生大根を板橋ブランド野菜として位置付け、さつきフェスティバル、板橋区民まつり、板橋農業まつり等の区のイベントにおいてPR販売を行っていた。

平成 26 年5月には、赤塚第二中学校の給食に、志村みの^{わせ}早生大根を食材にした「根菜の利休汁」と「たくあんごはん」が出された。

また、健康生きがい部健康推進課では、平成 27 年6月に実施した「いた

ばし食育・健康づくり協力店フェア」で、志村みの早生大根のオリジナルメニューを提供した。

区においては、志村みの早生大根を板橋ブランド野菜として確立するため、区のイベント等において、農業振興のシンボルとなるよう志村みの早生大根のPR活動を推進し、商品化に取り組みたい。

⑧ 板橋区農業経営実態調査

区は、「板橋区の農業経営の実態を把握し、今後の板橋区の農業振興及び板橋区農業委員会の基礎資料とするとともに、集計結果を関係各機関からの各種調査の基礎数値とすること」を目的として、板橋区農業経営実態調査(以下、「実態調査」という。)を毎年度実施している。

実態調査の内容は、農家及び農地の現況、農業生産・販売の状況、作物別作付・生産状況等の現況である。

赤塚支所は、実態調査票を前年度の調査で、農地所有と回答のあった全ての農家に送付していた。各農家は、実態調査票に回答を記入後、赤塚支所に返送しており、回答率は100%だった。

平成26年度の事業経費は、13,202円だった。

農家から提出された実態調査票をもとに、実態調査報告書を作成し、農業振興事業及び肥料等助成事業の資料として活用している。

実態調査等については、練馬区、大田区及び世田谷区等でも実施し、実態調査の結果の一部を区ホームページ等に掲載し、区民に周知を図っている。

赤塚支所においては、実態調査の結果を農業者に公表しておらず、区ホームページに掲載する等、区民に対しての周知も図られていなかった。

区においては、実態調査の結果を区ホームページ等において公表し、区民に農業の実態を周知されたい。

また、他区では、区民や農業者に、農地・農業に対する意識調査を行い、公表している。区民には、期待する農業に関する取組や、重要と考える区の

農業に関する取組等のアンケートを行い、農業者には、今後の農業経営の方向や農業・農地を残すため区に望むこと等を調査している。

区においては、更に幅広い農業者の意見等を把握するため、区の都市農業施策に対する意識・意向調査等を行う方策等を検討し、区内農業の課題について、農業者と共有する必要がある。

⑨ 若手農業者の育成

区は、若手農業者の育成のため、区内及びその近隣に居住する、概ね40歳未満の農業者を構成員とする「若葉の会」の活動に、消耗品等を補助している。

若葉の会の目的は、「会員相互の親睦と若手農業者の育成」である。

若葉の会の活動内容は、農業に関する研究・研修の実施等と、板橋農業まつりにおいて、野菜や花などの農産物の販売と、若葉の会のPRを行うことである。

平成26年度の事業経費は、農産物直売会で使用する消耗品等の購入経費37,368円だった。

若葉の会の会員は7人であり、赤塚支所は、新規農業者が減少しており、会員が増えないことを事業の課題としている。

板橋の農業を継続していくためには、若手農業者が必要である。

区は、若葉の会の会員の意見を参考に、PR活動の場や情報を提供するなど、若手農業者の育成に尽力されたい。

平成24～26年度における若葉の会の会員数の実績は、図表14のとおりである。

図表14 若葉の会の会員数の実績

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
会 員 数	7人	7人	7人

⑩ 植木市

区は、区内の緑化推進、緑あふれる美しいまちづくりを推進することを目的として、昭和 42 年度から植木市を実施している。

平成 26 年度の事業経費は、133,650 円だった。

赤塚支所は、板橋大山公園及び高島平緑地噴水広場において、春季及び秋季植木市を開催した。

また、さつきフェスティバル、板橋区民まつり及び板橋農業まつり等区のイベントにおいても植木市を開催した。

植木市では、農業者が草花や観葉植物、盆栽、庭木などを販売しており、平成 26 年度の販売点数は 8,595 点だった。

平成 24～26 年度における植木市の実績は、図表 15 のとおりである。

図表 15 植木市の実績

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
事 業 経 費		284,277 円	290,955 円	133,650 円
販 売 点 数		6,464 点	6,511 点	8,595 点
内 訳	板橋大山公園	992 点	749 点	825 点
	高島平緑地 噴水広場	1,439 点	2,256 点	3,525 点
	さつきフェス ティバル	470 点	501 点	429 点
	板橋区民まつり	2,005 点	1,223 点	2,390 点
	板橋農業まつり	1,558 点	1,782 点	1,426 点

赤塚支所は、広報いたばし、区ホームページ等で植木市の周知を図っていたが、植木市に参加している農業者から、より多くの区民に来場してもらいたいとの意見があり、平成 25 年度から町会の掲示板にポスターを掲示している。

植木市の来場者から、「毎回楽しみにしているので続けてほしい」、「実施

会場を変更しないでほしい」との意見を、赤塚支所は把握していた。

平成 24～26 年度の植木市の販売実績は、平成 24 年度が 6,464 点、平成 25 年度が 6,511 点、平成 26 年度が 8,595 点であり、販売実績は増加している。

植木市では、草花や観葉植物の販売を通じて、農業者と区民がふれあい、緑化も推進できる。

区においては、農業者や区民の意見を参考に、植木市の開催情報の発信方法や実施内容を検討し、より多くの区民が来場するにぎわいのあるイベントとなるよう取り組まれない。

植木市は、図表 16 のとおりである。

図表 16 植木市



※ 赤塚支所より提供

⑪ さつきフェスティバル

区は、「区の農業振興及び緑化推進の一環」として、農協^{さつき}皐月会・園芸部会との共催により、平成4年度からさつきフェスティバルを実施している。

さつきフェスティバルの目的は、「皐月の展示会を実施し、来場者に安らぎや潤いを提供するとともに、さつきの普及に努めること」また、「ベランダ栽培など限られた居住環境の中で、暮らしを楽しく豊かにするための、植木や草花の販売を通じて、一層の区民緑化の啓発に努めること」である。

平成 26 年度の事業経費は、会場設営委託等の支出が 1,948,146 円で、区民が選んだ板橋のいっぴん等の出店料等の収入が 147,200 円だった。

平成 26 年度は、平和公園において2日間実施した。

さつきフェスティバルは、図表 17 のとおりである。

図表 17 さつきフェスティバル



※ 赤塚支所より提供

さつきフェスティバルの主な内容は、さつきの審査・展示会、さつきの即売及び育成指導、植木市、区内産野菜の直売、志村みの^{わせ}早生大根のPR販売、区民が選んだ板橋のいっぴんや、岩手県等復興支援の物産販売の出店等だった。

さつきの審査・展示会では、農協^{さつき}皐月会の会員で構成する^{さつき}皐月会の部と、区内のさつき愛好家で構成する一般の部から出品されたさつきの盆栽を会場に展示していた。展示したさつきの盆栽の中から、区が依頼した審査員が、入賞作品を選定後表彰していた。

^{さつき}皐月会の部の出品点数は 41 点で、入賞したさつきの盆栽は 35 点だった。一般の部のさつきの盆栽の出品点数は 18 点で、入賞したさつきの盆栽は 14 点だった。

赤塚支所によると、来場者からは、「さつきの盆栽が美しい」との意見があり、入賞した作品の中には、さつきの盆栽として高い評価を得ている作品もあり、区民にも好評であるとのことだった。

赤塚支所は、広報いたばし、区ホームページ及び町会の掲示板にポスターを掲示し、できるだけ多くの人目に触れやすく、見やすい周知を図っている。

さつきフェスティバルは、さつきの盆栽の展示を通して、来場者に安らぎや潤いを提供するとともに、さつきを普及するための機会の一つである。

また、植木や草花の販売を通じて、農業者と区民がふれあい、緑化を推進できる。

区においては、来場者やさつきの出品者等から意見を把握し、さつきフェスティバルが一層充実したイベントとなるよう取り組まれない。

平成 24～26 年度におけるさつきフェスティバルの事業の実績は、図表 18 のとおりである。

図表 18 さつきフェスティバルの事業の実績

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
事業の収入額		186,250 円	114,800 円	147,200 円
事業の支出額		2,137,906 円	1,731,079 円	1,948,146 円
来場者数		延べ 8,000 人	延べ 9,000 人	延べ 8,600 人
さつき 皐月会 の部	展示点数	51 点	63 点	41 点
	入賞点数	37 点	37 点	35 点
一般 の部	展示点数	10 点	27 点	18 点
	入賞点数	8 点	16 点	14 点

(2) 板橋農業まつり

区は、区民と農業者との交流の場を設け、都市農業に対する区民の理解を一層深めるとともに、農業者の生産意欲の高揚を図ることを目的として、昭和 53 年度から板橋農業まつりを実施している。

① 経緯

赤塚支所によると、昭和 53 年度に、従来行っていた「農業まつり」、「区民収穫祭」、「赤塚まつり」を統合し、ふれあいと緑あふれるまちづくりを願うための「赤塚農業まつり」を実施した。昭和 54 年度には、「赤塚農業まつり」を「板橋農業まつり」に名称を変更し、板橋区のまつりと位置付けて実施した。

板橋農業まつりの実施場所は、昭和 53 年度から平成 8 年度までは、赤塚溜池公園と松月院前交番から赤塚溜池公園に向かう道路だった。平成 9 年度に実施場所を赤塚小学校校庭、赤塚体育館、赤塚体育館通り、農業体験農園の 4 か所に変更した。

② 事業内容

平成 26 年度の板橋農業まつりの主な事業内容は、第 1 会場の赤塚体育館通りでは、組太鼓や野菜宝船のけん引などのオープニングパレードや、

地元小中学校の児童・生徒による音楽パレード、地元町会のみこし、阿波踊り等のパレードを行っていた。第2会場の赤塚体育館では、野菜宝船の展示、区内産農産物の品評会、みどりと公園課等による緑化推進コーナー、日光市等の都市交流コーナー等を開催していた。第3会場の赤塚小学校校庭では、新鮮野菜の販売、志村みの^{わせ}早生大根のPR販売、植木市、区民が選んだ板橋のいっぴん等の販売を行っていた。第4会場の農業体験農園では、親子で大根・人参引っこ抜き体験、区民農園収穫祭、けんちん汁無料試食会を実施していた。

平成 26 年度の板橋農業まつりの来場者は延べ 76,000 人だった。事業経費は、支出が会場設営及び警備委託等 16,028,616 円で、収入が農協からの協賛金及び板橋農業まつりの出店に伴う参加料等 1,860,000 円だった。

板橋農業まつりの野菜宝船は、図表 19 のとおりである。

図表 19 板橋農業まつりの野菜宝船



※ 赤塚支所より提供

③ 参加料

区は、板橋農業まつりに出店する団体から参加料を徴収している。

参加料は、普通テント(3.6m×2.7m)1張を2日間使用する場合は、20,000円、大型テント(5.4m×3.6m)1張を2日間使用する場合は、30,000円だった。テントの1/2を使用する場合や、2日間のうちいずれか1日のみの場合は、各々1/2としていた。

赤塚支所は、出店に伴う参加料について、板橋農業まつり開催の趣旨、規模、テント設営経費等を考慮し決定していた。しかし、参加料の算定に伴う規模、会場設営委託等の経費等の算定根拠となる内訳の記載はなく、算定方法が不明確だった。

区は、板橋農業まつりの出店に伴う参加料の透明性の確保のためにも、算定根拠を明確にすることが必要である。

赤塚支所は、板橋農業まつりで来場者約300人にアンケートを実施した。アンケートの実施結果によると、板橋農業まつりについて、「よかった」の割合(「よかった」と「まあまあよかった」の割合を合計した値)は、95.4%と高かった。

板橋農業まつりのよかったと思う主な事業内容は、地元小中学校の児童・生徒による音楽パレード、組太鼓や野菜宝船のけん引等のオープニングパレード、区民が選んだ板橋のいっぴん等の販売、けんちん汁無料試食会だった。

板橋農業まつりの来場者は、平成24年度が延べ78,900人、平成25年度が延べ79,000人、平成26年度が延べ76,000人であり、集客力は安定している。

板橋農業まつりは、区民と農業者がふれあい、区内産農作物を販売することによる地産地消の推進と、農業者の生産意欲の高揚を図ることができ、農業に対する区民の理解を深められるイベントである。

また、地方都市との交流や地域活性化等の観光の面からも効果がある。

板橋農業まつりは、区の四大イベントの一つである。

区においては、板橋農業まつりを一層活気あふれるものとし、都市農業の魅

力を発信することにより、にぎわいを創出するまつりとなるよう、一層の努力をされたい。

平成 24～26 年度における板橋農業まつりの事業の実績は、図表 20 のとおりである。

図表 20 板橋農業まつりの事業の実績

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
収 入 額	619,740 円	1,860,000 円	1,860,000 円
支 出 額	17,357,551 円	15,407,340 円	16,028,616 円
来 場 者 数	延べ 78,900 人	延べ 79,000 人	延べ 76,000 人

(3) 区民農園

① 運営

区は、「都市生活を営む区民が、野菜の栽培等を通して、自然にふれあう機会を設け、農業に対する理解を深め、あわせて良好な都市環境の形成と農地の確保を図ること」を目的として、昭和 44 年度から区民農園事業を運営している。

区は、農地所有者と板橋区民農園用地の使用貸借に関する覚書を取り交わし、毎年度農地所有者の意思を確認して更新している。

平成 26 年度の事業経費は、農芸指導員の謝礼及び区民農園改修工事等の支出が 13,245,623 円で、区民農園利用料の収入が 12,249,000 円だった。

② 利用

区民農園の利用は、「板橋区内に住居を有し、現在耕作可能な土地を有さず、園芸に熱意のある世帯(以下、「一般」という。)」の利用と、「板橋区内の幼稚園、老人クラブ、指定障がい者支援施設等、教育又は福祉を目的

とする施設及び団体等(以下、「団体」という。)」の利用の2種類である。

区民農園の利用にあたっては、一般及び団体ともに全ての区民農園で1区画のみとしている。

区民農園の1区画は、一般が利用する農園については、概ね 15 m²、団体が利用する農園については、概ね 30 m²に整備されている。

一般及び団体の利用できる期間は、区長が定める利用開始日(3月中旬)から翌年の1月末日までの約 11 か月間である。

平成 26 年度の区民農園は 40 か所 453.94aで、区画数は 2,215 区画だった。利用実績は、一般が 2,218 人、団体が 11 団体だった。

③ 利用料の算定

板橋区民農園運営要綱第9条では、「利用者は、区が農園を維持運営するために要する経費の一部として、利用承認期間に応じて、1区画あたりの利用料を負担しなければならない。」と定めている。

利用料は、利用期間によって異なっている。9か月を超え 12 か月未満の場合は 5,500 円、6か月を超え9か月以下の場合は 4,000 円、6 か月以下の場合は 3,000 円である。

区は、区民農園の利用料を、平成 25 年度の使用料・手数料の改定の際に、他区の利用料平均を1区画あたり 5,540 円と算定し、9か月を超え 12 か月未満の場合 5,000 円から 5,500 円に改定した。

平成 27 年8月現在の他区のホームページで確認したところ、区民農園の利用料は、世田谷区では利用期間1年 11 か月で 1 区画 15 m² 18,400 円、足立区では利用期間2年間で1区画 15 m²年額 6,000 円、江東区では利用期間 1 年間で 1 区画 10 m²年額 10,000 円だった。

区民農園を利用できる期間と付帯する設備は、区によって異なっていた。

世田谷区では、平成 24 年3月以降の区民農園の利用料金を、民間の類似サービスの数が少ないこと、使用料の値上げ幅等を考慮して、利用者負担率を 40%とし、9,200 円から 18,400 円に改定していた。

区においては、区民農園の利用料の改定を行うときには、使用料・手数料の改定の考え方及び受益者負担の適正化の観点とともに、他区の利用期間及び利用料金の調査・研究を十分に行い、適正な利用料金を算定されたい。

④ 募集等

一般及び団体の利用者の募集は、一般公募により行っている。平成 26 年度の一般の応募者数は 3,134 人で、抽選により利用者を決定した。応募してきた区民には、抽選の結果を郵送で通知した。

区民農園の応募倍率は、平成 24 年度 1.46 倍、平成 25 年度 1.55 倍、平成 26 年度 1.46 倍だった。

なお、団体の応募数は 11 団体で、募集区画数は 11 区画だったため、抽選を行わずに利用団体を決定した。

区民農園については、利用に関する苦情が多く寄せられており、利用者からの苦情は、隣の区画の雑草や同一世帯が他の世帯の区画を利用している等で、近隣住民からの苦情は、区民農園周辺の違法駐車や利用時間外の耕作による騒音等である。

赤塚支所は、区民農園利用案内のパンフレットに、区民農園の申込・利用における注意事項を掲載し、注意喚起している。

また、不正利用を防ぐため、写真付きの利用者証を作成し、職員が区民農園を巡回した際に、利用者証の提示を求めている。違法駐車については、高島平警察署に、取締りを依頼している。

他自治体においては、農業者が所有している農地に農業体験農園を開設し、経営・管理する農園がある。この農園では、農業者が作付けする農作物や肥料等の選定を行い、農業体験農園の利用者に、作付けから収穫までの農作業を指導する。農業体験農園の利用者は、農業者とふれあいながら農作業を体験し農作物を収穫する。

この農業体験農園では、農業者自身が農地を管理し、利用者と直接コミュニケーションをとることができる。また、利用者は農業者から直接指導を受けるため、安心して農作業ができる。

当該自治体は、農業体験農園を経営・管理する農業者に、開園・運営に対して補助金の支援や、広報紙及び区ホームページに利用者の募集を掲載している。

区においては、他自治体の区民農園の状況等を調査し、農業者に情報提供を行うとともに、今後の区民農園のあり方について検討されたい。

平成 24～26 年度における区民農園の事業の実績は、図表 21 のとおりである。

図表 21 区民農園の事業の実績

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
収 入 額	12,524,000 円	12,253,500 円	12,249,000 円
支 出 額	16,967,597 円	14,124,990 円	13,245,623 円
区 民 農 園 数	43 か所	41 か所	40 か所
区民農園区画数	2,541 区画	2,289 区画	2,215 区画
区民農園利用者数	2,551 人	2,290 人	2,218 人
一般利用申込者数	3,608 人	3,345 人	3,134 人
平 均 倍 率	1.46 倍	1.55 倍	1.46 倍
利 用 団 体 数	12 団体	11 団体	11 団体

⑤ 区民農園収穫祭

区は、区民農園利用者の野菜等の栽培技術、耕作意欲の向上と野菜の収穫を盛大に祝い、区内産野菜の素晴らしさを多くの区民に伝えるため、板橋農業まつりにおいて、区民農園収穫祭を実施している。

区民農園収穫祭では、区民農園の立毛品評会と、収穫した野菜の品評

会及び区民農園の感想文の表彰を行っている。

立毛品評会とは、農芸指導員が撮影した区民農園の区画の写真を、野菜のでき具合、区画全体のバランス等の審査基準に基づき、入賞区画の写真を選定する事業である。入賞区画の写真は、区民農園収穫祭の会場内に展示される。平成 26 年度の入賞者は 24 人で、その中から区長賞と農芸指導員会長賞を決定し、表彰していた。

野菜の品評会とは、区民農園の利用者が持参した区民農園で収穫した野菜を、農芸指導員等が品評会評価基準に基づき、入賞者を選定し、表彰する事業である。

平成 26 年度の区民農園の利用者は、3,134 人で、野菜の品評会の入賞者は 20 人だった。その中から区長賞と農芸指導員会長賞を決定し、表彰していた。

区民農園の感想文の表彰とは、区民農園を利用している小学生の感想文を募集し、表彰する事業である。平成 26 年度の応募者はいなかった。

赤塚支所は、区民農園収穫祭について、区民農園の募集時に配付している「区民農園利用あんない」に掲載するとともに、収穫祭案内のチラシを作成し、区民農園内に掲示していた。

平成 24～26 年度の区民農園を利用する小学生の感想文の応募実績は、平成 24 年度が0人、平成 25 年度が1人、平成 26 年度が0人だった。

区民農園を利用する小学生の感想文は、子どもの感性で野菜を収穫する楽しさや面白さを区民に伝えるイベントでもある。

区においては、区民農園収穫祭の応募者を増やすため、募集方法や周知について検討されたい。また、区民農園での収穫を祝うとともに、区内産野菜の素晴らしさを伝えるため、区民農園収穫祭を魅力あるイベントとなるよう取り組まれたい。

平成 24～26 年度における区民農園収穫祭事業の実績は、図表 22 のとおりである。

図表 22 区民農園収穫祭事業の実績

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
立毛品評会 入賞者数	27 人	27 人	24 人
野菜品評会 入賞者数	37 人	17 人	20 人
区民農園感想文 入賞者数	0 人	1 人	0 人

(4) 板橋ふれあい農園

① 板橋ふれあい農園会補助金

区は、「農業振興と農地保全の推進及び板橋ふれあい農園会(以下、「農園会」という。)の事業運営の健全かつ円滑な遂行に寄与する」ため、農園会に補助金を交付している。

農園会補助金の対象は、農園会の運営事業に要する経費の一部に対してである。

農園会とは、「板橋区農業の推進と振興のため、農業を通じて区民との相互理解及び協調促進により、農産物の流通改善を行い、生産意欲の高揚と農業経営の安定を図ること」を目的として、区内の農業者で構成する団体である。

農園会には、さつまいも部会、果樹部会、スタンド部会、学校給食部会等の7つの部会があり、農園会会員は各部会に入り活動している。

農園会の事業は、区民に対する農産物のあっせん及び板橋の農業の紹介・宣伝、農産物の販売活動に関する指導及び調整、観光農業に関する研究等である。

平成 26 年度に行った主な事業は、板橋区民まつり及び板橋農業まつりにおける区内産野菜等の販売、学校給食への区内産野菜の出荷、朝市での区内産野菜の販売協力、農産物直売スタンドでの区内産野菜の販売、新春七草がゆの集いでの板橋版オリジナル七草がゆ試食会の開催等だった。

平成 24～26 年度における農園会の会員数の実績は、図表 23 のとおりである。

図表 23 農園会の会員数の実績

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
会 員 数	68 人	68 人	64 人

農園会補助金の額は、毎年度、区の予算の範囲内において定めている。

農園会補助金の交付の手続は、以下のとおりである。

農園会は、農園会補助金を受けるため、補助金交付申請書に事業計画書等を添付し、区へ申請する。

赤塚支所は、農園会から提出された申請書等を審査後、補助金交付決定通知書を農園会に交付し、補助金を支出する。

農園会は、農園会補助金を交付した年度の終了後、農園会補助金の実績報告書等を区へ提出する。

赤塚支所は、農園会から提出された農園会補助金の実績報告書等の内容を審査した後、農園会補助金額を確定し、確定通知書を交付する。

赤塚支所によると、板橋区民まつりや板橋農業まつりにおける区内産野菜の販売、学校給食への区内産野菜の提供など、区の農業の推進と振興に農園会の協力は欠かせないため、今後も予算の範囲内で農園会に補助金を交付するとしている。

区においては、農園会の活動を引き続き推進するため、農園会の運営に係る補助金の会計処理について、指導・助言を行うとともに、適正な金額を算定し交付されたい。

② 新春七草がゆの集い

区は、農業振興の一環として、新年の伝統行事の継承と地産地消、都市

における農業に対する理解を深めることを目的として、新春七草がゆの集いを行っている。

新春七草がゆの集いの主催は、区と農園会であり、農芸指導員の会及び農協の協力により実施している。

平成 26 年度の新春七草がゆの集いの実施内容は、七草がゆの試食、繭玉かざりの展示、羽根つき・独楽まわしのコーナー、区内産野菜や花等の即売等だった。

赤塚支所は、広報いたばし、区ホームページ及び町会等の掲示板にポスターを掲示し、区民に周知を図っていた。

また、新春七草がゆの集いの会場である城北公園城北野球場の近隣の区立小学校6校の保護者及び児童宛てに案内文を作成し、各校長宛てに配布を依頼していた。

来場者からは、「新春七草がゆの集いは、楽しいイベントなので引き続き実施してほしい。」との意見を把握しており、赤塚支所は今後も継続していくとしている。

七草がゆの食材には、区内の農作物を使用しているが、周知用のポスターには記載されていなかった。

区は、新春七草がゆの集いの目的である伝統行事の継承と、地産地消を区民にアピールし、魅力あるイベントとなるよう工夫されたい。

平成 24～26 年度における新春七草がゆの集いの実績は、図表 24 のとおりである。

図表 24 新春七草がゆの集いの実績

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
事 業 経 費	467,837 円	449,264 円	455,354 円
七草がゆ試食者数	1,000 人	1,000 人	1,000 人

(5) 学校給食への区内産野菜の供給

いたばし学び支援プラン第3期では、学校給食における食育事業の充実として、「地場産物等の食材を学校給食に活用し、栄養面での知識とともに、食材を通じて食文化や産業等について理解を深め、地域と連携しながら、食育の充実を図る。」としている。

区は、平成 21 年度から区立小中学校全校において、区内産野菜を使った給食を、年4回実施している。

区立小中学校の給食の実施時期及び野菜等を決定するために、学務課長、栄養士等の学務課の職員、赤塚支所の職員及び農園会学校給食部会の農業者による、農園会学校給食部会を年2回開催していた。

学校給食用の区内産野菜の選定基準は、給食用の野菜としての生産量の確保が可能であること、規格について大きさが均一であること、品質が保たれていることの3項目であった。

学校給食の食材提供に協力をしている農業者は、区内産野菜の作付けを行い、納品日までに収穫できるよう農作物を育成していた。

学務課は、農業者が区内産野菜を納品する月の2か月前に献立を作成していた。献立作成後、学校ごとに必要な区内産野菜の一覧表を作成し、赤塚支所へ送付した。

赤塚支所は、学務課が学校ごとに作成した必要な区内産野菜の一覧表に基づき、農業者に納品量を調整のうえ連絡をした。

赤塚支所は、農業者が納品する前に、区内産野菜の放射性物質検査を委託し、安全性を確認していた。

農業者は、納品日にあわせて収穫した区内産野菜を、区が指定した場所に運搬した。学務課及び赤塚支所の職員が立ち会い、区内産野菜を、配送事業者のトラックに積み込み、各小中学校に配送した。

配送された区内産野菜は、各小中学校において調理され、児童・生徒に提供された。

平成 26 年度に使用された区内産野菜は、7月はじゃがいも、12 月は大根

及び人参、1月は長ネギだった。献立は、ガーリックポテト、煮物、にんじんご飯、長ねぎと豚肉の味噌炒め等だった。

学務課は、区内産野菜を使っている場合には、献立表に区内産野菜であることを記載していた。また、畑の場所や、種まきから収穫までの写真と解説を掲載した、「ふれあい農園会給食だより」を作成していた。各小中学校に「ふれあい農園会給食だより」を送付し、児童・生徒及び保護者に区内産野菜を使用した給食を実施していることを周知していた。

区内産野菜を使った給食を実施した結果については、各小中学校の栄養士等が、「ふれあい農園会給食実施結果連絡票」(以下、「連絡票」という。)を作成し、学務課に報告していた。

連絡票には、使用食材、献立名、野菜の鮮度等と、学校内で区内産野菜を使用した給食であることを周知した方法、児童・生徒の給食に対する反応が記入されていた。

学務課は、各学校の連絡票をとりまとめた結果、児童・生徒の給食の反応は好評であるため、いたばし学び支援プラン第3期に掲げている板橋産の野菜を使った給食を、従来どおり年4回継続実施したいとしている。

区においては、農業者と連携を図り、今後も区立小中学校において、新鮮で安心・安全な区内産野菜を使用した給食を、継続できるよう取り組まれない。

Ⅱ 検討・改善を求める事項

着眼点1 都市農業に対する区民の理解の促進は十分に図られているか。

1 “板橋の農業”の情報の発信

区においては、農業体験学習を、農作物の収穫を行う事業としてだけでなく、区民が都市農業への理解を深める貴重な機会としてとらえ、例えば種まき、発芽、間引き、除草など収穫するまでの作業について、区ホームページで紹介する等、“板橋の農業”の情報の発信に取り組まれない。(P20) <赤塚支所>

2 板橋区農業経営実態調査の公表と周知

所管課においては、板橋区農業経営実態調査の結果を農業者に公表しておらず、区ホームページに掲載する等、区民に対しての周知も図られていなかった。

区においては、板橋区農業経営実態調査の結果を区ホームページ等において公表し、区民に農業の実態を周知されたい。(P23) <赤塚支所>

着眼点2 農業振興施策の充実に向けた取組は効果的に行われているか。

1 農業振興対策事業の実施内容についての検討

小規模農地生産力増強事業、ヨトウムシ共同防除薬剤助成及び緑肥助成等の事業については、いずれも実績が多いとはいえない状況のまま事業が継続されている。

区においては、農業振興対策事業について、農業者の意見を把握し、実績が少ない要因を分析するとともに、農業者及び関係団体等と連携を図り、事業の実施内容について検討されたい。(P16) <赤塚支所>

2 農業体験農園利用料の透明性の確保

区においては、農業体験農園の利用料の透明性を確保するため、算定に伴う経費等の内訳、算定方法等を明確にした事務手続を適正に行われたい。

(P20)<赤塚支所>

Ⅲ 総括意見

以上、都市農業について指摘し、検討改善を求めてきたが、最後に総括的な意見を述べる。

第一に、区内の農業の振興を図るため、より有効な事業を実施することが必要である。

区は、都市農業の振興施策として、野菜の栽培や収穫を通して自然に親しむための農業体験学習や、食育の充実のため学校給食に区内産野菜の供給を行っている。また、農業者が農業を継続できるよう小規模農地生産力増強事業及び肥料、共同防除薬剤等の助成を実施している。

しかし、区内の農業においては、農地面積が年々減少し、かつ農業従事者も年々減少していることから、将来の区内産業としての農業を自立させていくことには、困難な状況である。

「食と農業」、「観光と農業」など、農業に付加価値を持たせ、区民にとっても農業者にとっても魅力ある事業展開について、区が積極的に関与することが必要である。

区内の農業の魅力を高めるためには、赤塚支所都市農業係だけではなく、組織横断的な連携を強め、従来の事業の枠組みにこだわらず、新たな事業の展開について、幅広い視点で検討することも重要である。

また、近年、農業分野において、後継者のいない農地を民間企業が耕作し、農作物をブランド化する等民間企業の参入が見られる。このような企業ノウハウを活用した事業展開についての先進事例も研究する必要があり、区民ニーズ、農業者の意向なども踏まえた事業を推進することを期待する。

第二に、板橋区の農業の将来を考え、議論する場をつくる必要がある。

今回の監査を通じて区内農業の施策を見てきたところ、これまで区が農業者

の意見・意向を事業に活用してきたとはいえない。

農業者、消費者でもある区民、事業者及び行政などが一体となって、農業の将来構想をつくることで、板橋の農業の未来を真剣に論議することが必要である。

なお、区民農園事業においては、利用者の適正な負担、農園利用のルール
の徹底について検討すべきである。

最近では、民間企業による事業モデルも展開しており、合理的な市民農園が
区内でも登場している。常に新たな動きをリサーチして、情報の把握に努め、発
信していくことも大切である。

区は、区の「農業」に関する事業について、農業者及び区民の意見・意向を
集約し、今後の都市農業施策に積極的に反映させることを望む。

以上の視点を踏まえ、区は、板橋にふさわしい「農」の振興を目指し、農業者
と区民の期待に応えるために、効果的、効率的な都市農業施策に、一層積極的
に取り組むことを期待する。

資料

(農林水産省ホームページより抜粋)

農林業センサスは、我が国の農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源など農林業・農山村の基本構造の実態とその変化を明らかにし、農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料となる統計を作成し、提供することを目的に、5年ごとに行う調査です。

「2015年農林業センサス用語の解説」

1 農林業経営体

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

- (1) 経営耕地面積が30a以上の規模の農業
- (2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の外形基準以上の農業
 - ① 露地野菜作付面積 15a
 - ② 施設野菜栽培面積 350m²
 - ③ 果樹栽培面積 10a
 - ④ 露地花き栽培面積 10a
 - ⑤ 施設花き栽培面積 250m²
 - ⑥ 搾乳牛飼養頭数 1頭
 - ⑦ 肥育牛飼養頭数 1頭
 - ⑧ 豚飼養頭数 15頭
 - ⑨ 採卵鶏飼養羽数 150羽
 - ⑩ ブロイラー年間出荷羽数 1,000羽
 - ⑪ その他 調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模
- (3) 農作業の受託の事業
- (4) 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業(ただし、素材生産については、調査期日前1年間に200m³以上の素材を生

産した者に限る。)

2 経営耕地

調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地(けい畔を含む田、樹園地及び畑)をいい、自ら所有し耕作している耕地(自作地)と、他から借りて耕作している耕地(借入耕地)の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。

3 農家

経営耕地面積が10a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上の世帯をいう。

4 販売農家

経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。

5 自給的農家

経営耕地面積が30a未満で、かつ、調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。

6 農業従事者

15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者をいう。

7 農業就業人口

自営農業に従事した世帯員(農業従事者)のうち、調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者をいう。

平成27年度 第1回 行政監査結果報告書

「都市農業について」

(平成27年3月発行)

刊行物番号

27-189

発行 板橋区監査委員事務局

住所 板橋区板橋二丁目66番1号

電話 03-3579-2661

再生紙を使用しています